

## 不正防止計画

平成 28 年 4 月 1 日制定

平成 30 年 12 月 1 日制定変更

平成 31 年 3 月 1 日制定変更

### 1. 方針

長野保健医療大学は、平成 19 年 2 月 15 日(平成 26 年 2 月 18 日改正)文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定「研究活動における不正行為へのガイドライン」に基づき、公的研究費等の不正使用及び研究活動上の不正行為を防止するため「不正防止計画」を策定し、同計画を効果的及び計画的に実施することにより、適正かつ効率的な運営及び体制に努める。

### 2. 責任体系の明確化

#### (1) 最高管理責任者

公的研究費等の運営・管理及び研究倫理の向上と不正行為の防止等について大学全体を統括する権限を有し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

#### (2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理及び研究倫理の向上と不正行為の防止等について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。

#### (3) コンプライアンス推進責任者

統括管理責任者の指示の下、公的研究費等の運営・管理のみならず研究活動に関わる者を対象に研究倫理に関する教育に努める者として、コンプライアンス推進責任者を置き、学部長等をもって充てる。

### 3. 実施内容

#### (1) 研究者に対しての実施

##### ① 「誓約書」の提出

公的研究費等及び研究活動を執行する研究者には、公金を使用する責任の重大さと研究者倫理・コンプライアンスを自覚させ、関係ルールを遵守する旨の「誓約書」の提出を求め意識の向上を図る。

##### ② 公的研究費等及び研究活動の適正な執行

研究者には、本学規程・取扱ルール及び委託元の事務処理要領等を遵守させ、公的

研究費等及び研究活動の適正な執行に努める。

## (2) 組織(機関)として実施

### ① 関係諸規程の見直し

公的研究費等及び研究活動を取扱うルールと研究現場の実態とが乖離していないか常時確認し、現行規程の見直しを行うとともに、必要に応じ新たな規程・ルールの制定を行う。

### ② 教職員への研修会・説明会等の実施

研究者及び事務職員に対し、コンプライアンス教育をはじめ本学規程・ルールのより適正な理解及び公的研究費等及び研究活動に関するルールの周知徹底と啓発を図るため、学内研修会・説明会等を定期的にも実施し、全学的な意識向上を図る。

### ③ モニタリング及び理解度調査の実施

研究者及び事務職員に対し、経費の運営・管理執行モニタリングやコンプライアンス教育受講管理を実施し実態把握に努める。

### ④ 適正な執行管理活動

各学部等の協力を得て、経費の適正かつ効率的な執行状況を把握するとともに、本学規程・取扱ルール及び委託先の事務処理要領等を遵守し公的研究費等の適正な執行管理に努める。

### ⑤ 外部研修会等への参加

相談窓口事務職員には、適切な指示等ができるよう積極的に学外各種の研修会・講習会・説明会等に参加させ、的確な情報を得るとともに事務処理能力と専門性の向上を図る。

### ⑥ ホームページ等による学内外への公表

本学における公的研究費等の獲得状況をホームページ等により学内外に公表し周知を図る。

### ⑦ 内部監査の強化

内部監査部門は、書面による定期的な監査の他、適宜、実地監査を行う。

## 4. 不正防止計画の推進

不正防止計画を全学的に推進する組織は、研究倫理審査委員会が担い、実施責任者であるコンプライアンス推進責任者(学部長等)と調整及び連携のうえ、全学的業務を掌握し、必要に応じて見直すことにより、これらを常に適切なものに保つこととする。